

公益財団法人 日本ライフセービング協会

日本代表及びHPT選手スタッフの謝金並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の日本代表及びハイパフォーマンスチーム（以下「HPT」という）に関わるスタッフ及び日本代表選手、強化指定選手の謝金及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規程は、次の者（以下「選手スタッフ」という）に対して適用する。

- (1) 日本代表監督、ヘッドコーチ（以下「日本代表監督等」という）
- (2) コーチ、トレーナー、専門スタッフ、サポートスタッフ（以下「コーチ等」という）
- (3) 日本代表選手及び強化指定選手（以下「選手等」という）

(対象の事業)

第3条 事業とは、次のものをいう。

- (1) ハイパフォーマンスプログラムに計画された海外及び国内の合宿や遠征
- (2) スポーツ育成委員会の計画するスポーツクリニック等の事業
- (3) 本協会のライフセービングスポーツの発展に関する事業
- (4) 日本代表及びHPTの会議
- (5) 競技会の視察

2 担当理事若しくは事務局長の指示を受けた選手コーチ等が、法人の運営上必要な諸事業に準ずる業務にあたった場合も同様とする。

(謝金の金額)

第4条 前条の事業に出席する場合は、次の謝金を支払う。

(1) 日本代表監督等	1回あたり	15,000円
	(3時間未満の場合)	7,000円
(2) コーチ等	1回あたり	12,000円
	(3時間未満の場合)	6,000円

2 前条の事業で、日本代表及びHPTの会議並びに競技会の視察については、次の謝金を支払う。

(1) 日本代表監督等	1回あたり	5,000円
(2) コーチ等	1回あたり	3,500円

3 出発日及び帰着日が移動のみの場合は、謝金は半額とするがこの限りではない。

4 選手等に対しては適用しないものとするが、外部からの講演依頼等に関してのみ、スポーツ育成委員長と本協会事務局が協議し決定する。

(事業の費用)

第5条 第3条の事業に出席する場合の旅費及び宿泊費は、本協会「旅費規程」に準ずる。食費は実費の支払いとするが、食費はその都度状況に応じた限度額を設定する。

(交通機関)

第6条 第5条で支給される交通費の対象となる交通機関は、鉄道、船舶、飛行機、バス等公

- 公共交通手段とし、タクシーの利用はやむを得ない場合に限って利用するものとする。
- 2 自家用車の利用は原則として認めない。ただし器材運搬などやむを得ない場合に限って利用を認めるものとする。この場合、燃料代、有料道路代、駐車場代の実費を支給する。
- 3 レンタカーの利用はスポーツ育成委員長がその利用を承認した時は利用を認めるものとする。この場合、燃料代、有料道路代、駐車場代、レンタカー代の実費を支給する。

(予定の変更)

第7条 事業途中において、予定していた経路及び日程を変更する必要がある場合は、直ちに事務局に連絡し、事務局長の承認を受けなければならない。

(費用の仮払い)

第8条 費用は「出張申請書」及び「仮払い申請書」に基づいて概算額を仮払いすることができる。

(事業後の報告及び費用の精算)

第9条 事業が終了した後、当月内に次の書類を提出し、交通費の精算を行わなくてはならない。

- (1) 旅費精算書（仮払申請書）
- (2) その他必要な報告書

(出張中の事故)

第10条 事業中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、予定していた日程を超えて滞在した場合は、その事情により事務局長の承認をもって謝金及び宿泊費の実費を支給する。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2020年3月14日から施行する。

改正（第2号）は2025年3月25日から施行する。